

政令第百五十三号

水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、水道法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十二号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

水道法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十一年十月一日とする。